

競輪選手育成強化事業補助金交付要綱

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地元競輪選手の育成・強化のため社団法人日本競輪選手会山口支部（以下「選手会」という。）が実施する事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、防府市長（以下「市長」という。）が予算の範囲内において定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 選手会は、前条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書に、次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付を決定し、選手会に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 選手会は、補助金の交付の決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長は、この請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 選手会は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 選手会は、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。